

第5回太良町議会（臨時会第2回）

令和2年11月30日

議案

令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）

会期（案）

会 期 令和2年11月30日 1日限り

令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）

議事日程

11月30日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案一括上程 町長提案 議案第77号～議案第79号 町長の提案理由の説明
日程第 4	議案第77号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第78号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提 出 議 案 目 録

- 議案第77号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第78号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記のとおり

令和2年11月30日

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第77号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議
員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の 一部を改正する条例（案）

（太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

第1条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例(昭和30年太良町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、
「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、
「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第78号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

（町長等の諸給与条例の一部改正）

第1条 町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、
「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に
「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第79号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「10.0分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例(昭和30年条例第5号)新旧対照表
第1条関係

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>

第2条関係

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>

町長等の諸給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表

第1条関係

現行	改正後 (案)
<p>(諸手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に、給与条例第17条第2項に規定する一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(諸手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に、給与条例第17条第2項に規定する一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条関係

現行	改正後 (案)
<p>(諸手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に、給与条例第17条第2項に規定する一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(諸手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に、給与条例第17条第2項に規定する一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

職員の給与に関する条例(昭和30年条例第7号)新旧対照表

第1条関係

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条関係

現行	改正後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--